

学校法人高崎商科大学教育職員の任期に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「大学の教員等の任期に関する法律」（平成9年法律第82号。以下「任期法」という。）に基づき、学校法人高崎商科大学（以下「学園」という。）が高崎商科大学及び高崎商科大学短期大学部（以下「本学」という。）において、任期を定めて任用する教員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任期等)

第2条 任期法第4条第1項第1号により、任期を定めて任用する教員の教育研究組織、職位、任期、再任用及び定年等に関する事項は、別表1のとおりとする。

2 新たに専任教育職員の採用を行う場合には、3年を上限とした任期を設けることができる。理事長がその必要を認めた場合は、再度任期を設けることができる。ただしその期間は1年とする。

(雇用契約)

第3条 前条の定めに基づく教員の任用については、本人の同意を得たうえで個別の雇用契約を締結して行う。

2 雇用契約は、当該教員の申し出により途中解約することができる。ただし、解約の日は、教育研究に支障のないよう双方協議のうえ、決定するものとする。

(再任用)

第4条 本学が必要と認めた場合には、契約を更新する場合がある。ただし、本学園での通算契約期間が10年を超える契約期間の更新は行わない。

2 前項の契約の更新において、当該教員がその任期中に定年により退職することとなる場合における任期は、別表1に規定する任期にかかわらず、定年年齢に達した日の属する年度末までの期間とする。ただし、特に必要と認めた場合は、定年年齢を超えても契約を行うことがある。

3 第1項の規定にかかわらず、本学園での通算契約期間が10年を超える場合であっても、特段の理由により本学が必要と認めた時は契約を更新することがある。なお、更新後の契約期間が満了する日までの間に当該教員から申し出があった場合は、雇用期間の定めのない教員として任用する。この場合の当該教員の定年は、別表1に定める定年年齢に達した日の属する年度末とする。

(その他の事項)

第5条 任期を定めて任用する教員のこの規程に定めのない事項は、学園勤務規程、本学特別任用教育職員規程及び兼任教育職員規程、その他学園の関係諸規程による。

(規程の公表)

第6条 この規程を制定及び改廃したときは、任期法第5条第4項の規定に基づき、本学ホームページ等により公表し、広く周知を図るものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

令和 8年 4月1日一部改訂実施する。

2 第4条の通算契約期間は、平成25年4月1日を起算日とし、その日以降を対象の期間として計算するものとする。

別表 1

職種名	教育研究組織	職 位	任 期	再任用	定 年
専任教員	大学、大学院 商学部 商学研究科 短期大学部 経営学科	教 授 准教授 講 師	新規 採用時 3年	再任用可 (第2条及び第4条による)	65歳
特任教員	大学、大学院 商学部 商学研究科 短期大学部 経営学科	教 授	2年	再任用可 (第4条による)	65歳
		准教授 講 師	3年		
兼任教員	大学、大学院 商学部 商学研究科 短期大学部 経営学科	講 師	1年以内	再任用可 (第4条による)	70歳